

介護人材確保にお悩みの離島や中山間地域

必見!

～役立つヒント集～



令和3年3月

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

目次

1. 総論.....	1
2. 「ヒント集」の活用.....	2
3. Question 一覧.....	4
カテゴリーⅠ 事業所や団体の確保・支援.....	4
Question1 事業所立ち上げの際の工夫や相談窓口は？.....	4
Question2 離島・中山間地域の事業所の収益性を確保する方法は？.....	5
Question3 利用者が減る中での事業所運営の工夫は？.....	7
Question4 介護サービスのリーダーの必要性は？.....	8
Question5 介護サービスを立ち上げるリーダーを発掘し、支える工夫は？.....	9
Question6 介護職を確保するために、行政が行える条件整備は？.....	10
Question7 介護職を確保するために、事業所が行える条件整備は？.....	12
Question8 介護人材の離職に対する対処は？.....	13
カテゴリーⅡ 介護人材の育成.....	14
Question9 人材確保のための効果的な募集方法は？.....	14
Question10 地域内の他政策と関連づけた人材確保の工夫は？.....	16
Question11 介護人材を離島・中山間地域外から確保する方法は？.....	17
Question12 離島・中山間地域で働く介護職が求める条件は？.....	18
Question13 現状の人材・資源で取り組むための工夫は？.....	19
Question14 地域住民が介護の担い手となる工夫は？.....	20
Question15 介護サービス提供側の世代交代（若年世代への継承）への取り組みは？.....	22
Question16 中長期的な人材確保・育成に向けた工夫は？.....	23
Question17 求職者にアクセスし、求人等情報を周知・提供する方法は？.....	24
Question18 介護職の質向上のための魅力ある研修会の運営方法は？.....	25
Question19 介護職育成における ICT（遠隔研修会など）の活用は？.....	26
Question20 国保医療機関が介護人材の育成・サービス提供体制の構築に関与する方法は？.....	27
カテゴリーⅢ 地域の支援.....	28
Question21 介護サービス提供のために移動時間を要する場合の工夫は？.....	28
Question22 地理的な要因等で送迎困難となった場合の工夫は？.....	29
Question23 地域のニーズと介護サービスとのマッチングの度合を評価する方法は？.....	30
Question24 行政の介護サービスへの考え方を周知していく方法は？.....	31
【参考】 離島等地域で活用可能な介護サービスの確保等に関する制度.....	32

1

総論

(1) 「ヒント集」作成の目的

わが国では、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り、住み慣れた地域で暮らすことを目指した地域包括ケアシステムの構築が進行中です。このシステムの構築には地域の実情に即する視点が不可欠で、また、介護の提供は重要な位置を占めています。

本会では、これまで複数年度にわたり、離島や中山間地域等における介護サービスのあり方や実践について事例検討と検証を積み重ねてきました。様々な課題はみられますが、介護保険の離島等加算等制度の周知や活用の不十分さに加えて、離島等での介護人材の確保・育成は優先度の高い事案であることが浮き彫りになってきました。同時に、この介護人材の確保・育成に資する取組は、自治体（地域）ごとの創意工夫をもって、各地域で多様な実践があることも分かってきました。こうした取組を参考とすることは、今後の情報源として各地域で有用になると考えられます。

そこで、今回、各地域で比較的共通してみられる課題やその解決に資するような取組を整理し、「介護人材確保にお悩みの離島や中山間地域必見！～役立つヒント集～」として作成してみました。本資料が同様の悩みを抱える自治体の、介護人材の確保・育成の一助になれば幸いです。

※ここからは、本資料を「ヒント集」と記載しています。

(2) 「ヒント集」の構成

この「ヒント集」では、「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」（以下「本事業」）作業部会・検討委員会での検討内容をもとに、市町村・介護保険の保険者が人材確保・育成等に取り組む際、多く課題となると思われることを「**Question**」として抽出しました。

この「Question」ごとに、対応方針を一般論的・端的にまとめた「**対応のポイント**」と、本事業の本年度までのヒアリング調査で得られた事例をもとに、具体的な対応例としてまとめた「**全国を取組事例**」、さらに、本事業の本年度までのアンケート調査の自由記載等をもとに、参考となり得る記述を抽出・作成した「**その他既存事例からみる取組例**」を掲載しました。

これらを Question ごとにとりまとめたものを、「**Question 一覧**」としています。

また、Questionは数が多いため、閲覧をしやすくする観点から、これを「事業所や団体の確保・支援」「介護人材の育成」「地域の支援」の3つのカテゴリーに分類しています。

このほか、離島・中山間地域等で活用可能なサービスの一部を、巻末に参考資料として掲載しました。こちらもあわせてご参照ください。

2

「ヒント集」の活用

(1) 「ヒント集」の活用例

人材確保・育成における課題は、自治体・保険者の人口構成、地理的な特性、関係機関や地域住民との関係性、活用可能な財源等により、多種多様です。必然的に、「ヒント集」の Question についても、各自治体等で該当するもの・しないものがあることが想定されるため、「ヒント集」は、最初の Question から順を追って読んでいく想定で作成しておりません。自身の地域で活用できそうな項目を、必要に応じ閲覧いただくことが適切と考えています。

さらに言えば、取組事例についても記載したものが絶対的な正解となるものではありません。記載している事例を一つの参考に、自身の地域で取り組む際のヒントとなれば、十分「ヒント集」を活用していると言えるでしょう。

このため、使い方・読み方も特定の一つの方法に絞るものではありませんが、自身の地域の課題を洗い出し、これに該当する Question を「ヒント集」から選択して閲覧するまでの流れの一例として、以下のような方法が考えられます。

STEP

1

地域課題の抽出

どのような介護サービスが必要とされているのか、その介護サービスの提供に当たり、どのようなことが多く課題となっているか、以下のことも踏まえ、地域ごとに明らかにする。

○介護保険事業（支援）計画においては、自分の地域における介護ニーズの種類・量、それに対応する介護サービス基盤の確保について、どのように記載されているか。

…居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等について、事業所の過不足や整備目標等の記載があるか。整備目標がある場合はこれが達成されているか。自治体全域の記載のほか、日常生活圏域等特定の地域の記載も確認することが望ましい。

○こうした状況を、当地域ではどのように認識しているか。

…行政職員の認識、地域住民の認識が明確・共通であるか、その場合どのような内容か。そもそも、地域住民の課題認識が分からないといった課題はないか。行政は充足していると考えていても、事業所や利用者側では不都合が生じていることもある。

○介護サービス基盤確保・提供継続にあたり、現在どのような問題が発生しているか。また、将来どのような問題が発生すると想定されるか。

STEP

2

抽出した課題に対応する Question の確認

上記によりある程度課題に目途をつけたら、「ヒント集」からこれに対応すると思われる Question を閲覧・参考とする。

STEP

3

課題に取り組んだ結果の評価

地域課題に対する取組を進めた際、その効果の評価を行う。そして、評価に基づいた取組の方針転換や修正を随時行っていく。

(2) 「ヒント集」活用における留意点

この「ヒント集」に掲載した取組事例は、本事業の過年度の報告書に掲載した内容を、各 Question と適切に対応するよう表現、記載内容を再整理し、記載しています。この際、報告書掲載時からの時点修正等は原則行っておりませんので、記載内容は現在と異なる可能性がある点にご留意ください。

一つの取組が複数の Question に対応すると考えられる場合は、それぞれの Question にその取組内容を掲載しました。このため、同じ取組が複数の Question の取組事例に掲載されていることがあります。

(3) 事例の詳細を知りたい場合

この「ヒント集」は、時間の確保が難しい自治体職員等でも短い時間で必要な情報を得られるように、事例の要点を絞り、カテゴリー別にまとめています。より詳細な事例の内容については、本事業の報告書本文もご参照ください。

【報告書掲載 URL】

全国国民健康保険診療施設協議会 ホームページ【<https://www.kokushinkyu.or.jp/>】
『目的から探す』・「主要調査研究事業」→「事業名」

事業名：離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業

<https://www.kokushinkyu.or.jp/index/principalresearch/tabid/57/Default.aspx?itemid=782&dispmid=1547>

3

Question 一覧

カテゴリーI 事業所や団体の確保・支援



1 事業所立ち上げの際の工夫や相談窓口は？

対応のポイント

- 事業所の立ち上げにあたり、市町村（保険者）は、最も身近な相談窓口となることが考えられます。担当者が有するノウハウを生かした助言のほか、活用可能な助成金・補助金等の情報提供も有用な支援となります。
- 事業所の立ち上げを直接事業者等に相談することも方法の一つです。



全国の実践事例

【事例1】 島根県隠岐広域連合（離島）

隠岐圏域の福祉人材を確保するため、人材確保に関する総合的な取組である「隠岐圏域福祉人材確保等対策事業」を令和元年度から開始。広域連合では、隠岐圏域の事業所等をまとめた一元化した求人広告及び就業相談（求人）窓口の設置等を行っている。

広域連合が事業の窓口を一本で受けているが、連合の圏域は4つの有人離島（町村）で構成されており、島が物理的に離れているので各町村の担当課でも相談することは可能としている。町村独自の取組のみでは人を集めづらい背景がある中、「隠岐」全域を前面に出して対外的PRや人材確保の各種取組をすることが重要と考え、情報の集約・管理を一元化した。

【事例2】 沖縄県竹富町（離島）

平成16年度まで行われた県離島・過疎地域支援事業の中で、役場の担当課長等が地域住民のワーキングに参加し、課題の共有、町の地域支援に必要なものを地域全体で考えながら必要なサービスを検討した。結果、地域全体の総意のもと、NPO法人を立ち上げ、小規模多機能型居宅介護事業所を開設するに至った。

【事例3】 宮城県塩竈市（離島）

市の離島には当初訪問看護ステーションがなかった。このため、市直営の地域包括支援センターが名簿順に事業所を何度も当たり、船賃や介護報酬の助成についての説明等の働きかけを行った。例えば「何時何分の船に乗ると大体〇時に着く」、「5分ほど歩くと利用者宅に着いて、訪問は〇時開始。終わって島から戻ると〇時」など、事業者がイメージしやすいような提案をするなど、丁寧に一つ一つ粘り強いアプローチをかけ、受託事業所を見つけ出した。



2 離島・中山間地域の事業所の収益性を確保する方法は？

対応のポイント

- サービス対象者が少ない離島・中山間地域では収益の確保が事業所運営上のカギとなっています。
- 制度上認められている加算、行政からの補助、自治体固有の制度の検討があります。



全国の実践事例

【事例1】北海道幌加内町（中山間地域）

北部地域はNPO法人「よるべさ」が、南部地域は社会福祉協議会が主体となり介護サービス提供を行っている。いずれの介護保険サービスも対象者が少ないことから、通常の運営では赤字となるため、町が援助している。

また、平成23年から小規模多機能型居宅介護の類似事業として試行的に開始し、平成24年から施設の職員を確保して本格的に介護保険サービスとしての小規模多機能型居宅介護の運用を開始した。サービス確保のため、町が年数千万円を支出して事業所の運営費用を賄っている。

【事例2】高知県梶原町（中山間地域）

町の企画財政課が利用可能な補助制度や助成制度（中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金、住宅等改造支援事業費補助金など）を整理しているなど、町として制度について研究し積極的に制度を活用する意識を持っている。制度を広く活用することで財源を確保し、介護環境を充実させている。

【事例3】岐阜県郡上市（中山間地域）

中山間地域は遠方であるほど移動コスト・人件費がかさみ、サービス提供事業者の財政を圧迫する。そこでサービス提供事業者は正規職員から再雇用、登録制のパートに移行するなど、コストを抑制する努力を重ね、かつこれまでのノウハウやサービスの質を下げないようにしている。

【事例4】長野県栄村（中山間地域）

中山間地域に訪問系サービスを提供するにあたり、移動距離に応じてその一部を補助する（20kmを超える場合に37円/km）県の補助事業「中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業」にモデル自治体として取り組んでいる。補助率は県が1/2、村が1/2である。

(その他既存事例からみる取組例)

- 指定管理制度の導入や運営費補助金の交付
- 介護事業所の確保を目的とした移動船賃助成及び介護報酬 15%助成
- 介護ロボットを導入した事業所に対し、その費用の一部を助成
- 介護サービスを提供する介護サービス事業者に予算の範囲内で補助金を交付
- 離島に住む高齢者の介護サービスに係る介護事業者等に対する渡航費等の支援
- 小規模多機能型居宅介護における独自報酬加算（有資格者等の割合の評価、人員の加配置の評価、地域交流の取組の評価）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について加算要件を満たす対象者にサービスを提供した場合に加算（上限500単位）の算定





3 利用者が減る中での事業所運営の工夫は？

対応のポイント

- 離島・中山間地域等でみられる利用者減による不採算発生への対策として、ニーズの高いサービスを1か所に集中させ、複合包括的にサービス提供を行う工夫があります。



全国の実践事例

【事例1】北海道足寄町（中山間地域）

日常生活に課題のある町民が一時的に利用できる生活支援長屋、小規模多機能、グループホーム、地域交流施設をまとめて高齢者等複合施設「むすびれっじ」として、町が運営している。また、町では初任者研修を高校生含む広い年齢層を対象に実施しており、むすびれっじの職員でも初任者研修を高校在籍時に受けた方が入職している。

【事例2】沖縄県竹富町（離島）

小規模多機能型居宅介護「すむづれの家」を中心に、介護保険外サービスの「ふれあいサロン」など、フォーマル、インフォーマル含む様々なサービスを展開している。「すむづれの会」は、平成12年度～16年度まで行われた沖縄県離島・過疎地域支援事業の中で、町役場職員が地域住民からなるワーキングに参加し、一緒に課題を共有しながら、島の地域支援に必要なものを考えながら進める中で誕生したものである。

【事例3】鹿児島県十島村（離島）

介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、村内各島に運営協議会を立ち上げ、住民主体の取組を進めている。一例として、村の有人離島の一つである中之島では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で「くつろぎの郷」を整備し、地域おこし協力隊（看護師資格保有者）と見守り支援員（介護福祉士資格保有者）の2名をコアメンバーとして、週2回のサロン、声かけ訪問、認知症カフェを行っている。見守り支援員は、村が作成した独自の研修プログラムを使って育成しており、村における高齢者支援・介護支援の役割を担っている（報酬あり）。

【事例4】北海道幌加内町（中山間地域）

近隣自治体とは物理的な距離もあり、介護サービス提供の行き来はないが、地域密着型施設の入所等について近隣1市3町で事前協議確認書を取り交わし、それぞれの市町の施設も利用できるように連携している。



4 介護サービスのリーダーの必要性は？

対応のポイント

- 活動の主体を担うリーダー・コアメンバーを設定することで、行政に依存しない地域主体での活動推進が期待できます。有資格者や特定の知識・経験を有する住民がこうしたリーダー等を担うことも有用です。



全国の実践事例

【事例1】鹿児島県十島村（離島）

介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、村内各島に運営協議会を立ち上げ、住民主体の取組を進めている。この中で中之島では地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で立てられた「くつろぎの郷」において、地域おこし協力隊（看護師資格保有者）と見守り支援員（介護福祉士資格保有者）の2名がコアメンバーとして、通所介護に近い活動、週2回のサロン、声かけ訪問、認知症カフェを行っている。

【事例2】岐阜県郡上市（中山間地域）

市では、医師会と共催した医療・介護・保健福祉関係者を対象に、「郡上市地域包括ケアネットワーク研究会」（ねこの子ネット）が運営されている。この取組は参加者による自律的な活動として運用されており、課題抽出のためのワールドカフェ、懇親会を含む交流、相互の業務の理解、学習会の開催、情報共有方法の検討、連携マニュアルの作成等が行われる。

リーダーとなる世話人会が置かれ、月1回の世話人会で運営方法の検討等が進められるが、「ゆるやかなつながり」「ゆるやかな連携」を目標に、中心となる医療機関である県北西部地域医療センターやキーパーソンが、多職種・多機関連携の仕組づくりを自律的に導いた点が特徴である。

【事例3】島根県隠岐広域連合（離島）

隠岐圏域の福祉人材を確保するため、人材確保に関する総合的な取組である「隠岐圏域福祉人材確保等対策事業」を令和元年度から開始している。

この取組では、介護保険の保険者である隠岐広域連合が島根総合福祉専門学校と協定を結び、連合の事務所内にサテライトオフィスを設置し、定期的に学校の担当者へサテライトに来てもらい、連合の専任職員と一緒に基盤整備をしていった。また、学校の校長にも参画いただき、隠岐圏域で研修を実施する体制整備や事業推進に係る学術的助言を受けるなど、取組を引っ張ってもらっている。



5 介護サービスを立ち上げるリーダーを発掘し、支える工夫は？

対応のポイント

- リーダーの発掘は、行政職員や住民組織で、地域の実情に応じた検討が必要となります。この一例としては、地域を熟知した行政職員の退職に合わせ、そのノウハウや人脈等を大いに発揮してもらうことも考えられます。
- また、リーダーの負担を分散したり、活動を既存制度に位置付けて様々な支援を行える体制とするなど、やる気、活動の芽を絶やさず、育てる工夫も重要です。



全国の実践事例

【事例1】徳島県三好市（中山間地域）

市町村合併時に地区社協を村内に立ち上げることとなり、これをきっかけにふれあいサロンに取り組むこととなった。その後、行政に依存しすぎない住民主体の活動が大切であるという考えのもと、サロンを介護予防・日常生活支援総合事業の中の通所サービス B として位置付け、介護保険事業としての補助を受けつつ、現在も活動が活発に行われている。

活動が活発になっている要因として、住民リーダーの存在が大きいと考えられる。リーダーは元町役場の職員で退職後は自治会、老人クラブなどの役職を兼ね黎明地域の住民ひとり一人を熟知している。自身で様々な活動を行う一方で、事業の持続可能性を鑑み、幅広い人的ネットワークを活用し次なるリーダーの養成を同時に行ってきた。

リーダーは性別や年齢を問わず、企業要職に就いていた者、保健師、看護師などの専門職が退職するタイミングで誘引している。このように選択的に確保された人材がそれぞれの役割を担うことで、1人への過度な負担を軽減し、かつ責任も付与しながらシステムとしての運用を図っている。

【事例2】北海道幌加内町（中山間地域）

平成24年4月から施設の職員を確保して、介護保険サービスとしての小規模多機能型居宅介護の運用を開始した。事業所の開設にあたっては、設置の検討段階から自身で事業所を設置・運営したいと考えた町役場の担当者が、平成24年に町の職員から事業所の運営法人に転職し、運営に携わった経過がある。

それまでその分野に携わってきた町役場の職員が定年後などに民間事業所を設立し、行政との円滑な連携の下で、継続性をもって運営されていることが成功の要因の一つである。



6 介護職を確保するために、行政が行える条件整備は？

対応のポイント

- 基準該当サービス・離島等相当サービスの活用促進、公的資金による補助制度の運営等は行政にできる有用な支援です。



全国の実践事例

【事例 1】長野県栄村（中山間地域）

通所介護は通常の通所介護に加えて、基準該当サービス（直営）を実施している。基準該当サービスにおいては、機能訓練指導員を NPO 法人から派遣してもらっているほか、看護職員と生活相談員が兼務しているなど、人材確保の効率化を図っている。

【事例 2】沖縄県竹富町（離島）

離島等相当サービスを活用し、柔軟にサービス提供を行っている。高齢者の希望があれば実施可能かを検討し、その手段としてサービスが活用できるか、という流れが多い。具体例として、小規模多機能の通いが 9 名なので介護職員は本来 3 名必要だが、離島等相当サービスの活用により 4 対 1 にしていることがある。

【事例 3】北海道足寄町（中山間地域）

介護人材確保のため修学資金貸付・介護従事者に対する就業支援補助金を交付している。地元の高中生や町民も対象とする。

また、医師や看護師等として足寄町に勤務を志望する者に対して、町が修学に必要な学資金を貸付けて、一定期間勤務した者に対し貸付金の一部又は全部の償還を免除している。医師等就学資金貸付者のうち、将来的に国保病院に勤務を希望する医師が現在 3 名いるものの、ほとんどの貸付者は一括償還を行い大学病院や他の医療機関に勤務している。看護師については、ここ数年常時 1～2 名が新卒採用となっており、定着率も良い。

【事例 4】大分県姫島村（離島）

看護師・保健師育成のための奨学金制度、介護職員初任者研修受講費の援助など、不足している職種の確保のための取組を行っている。看護師不足への対応のため、看護師の退職年齢の引き上げや退職者のパート再雇用も行うようになった。

(その他既存事例からみる取組例)

- 町内介護事業所への就業者（予定含む）に、資格取得にかかる費用の助成
- 介護職員研修受講費補助金制度を創設。市内事業者で3か月を超えて勤務する介護従事者の初任者研修や実務者研修受講費用を補助
- 事業所の資質向上などを目的とした研修費用の一部を助成
- 働きやすい職場環境づくりに繋がるセミナーを開催
- ケアマネジャーを新規雇用した事業所に、人件費の一部を補助金として交付
- 職員個人に対する研修補助（勤務年数で規定）、および事業所の研修運営補助
- 町内の介護保険事業所を対象として施設空間整備補助事業を実施（施設の照明をLED照明に交換、利用者送迎車両の購入、施設の浴槽の買い換え等、施設整備等の費用の一部を補助）
- 介護福祉を学ぶ留学生に地方自治体や高齢者福祉施設が奨学金を給付
- 3K職場という誤ったイメージの払拭と、仕事に対する具体的なやりがいや労働条件の提示
- 介護職員奨学金返還支援事業：市内の介護事業所に常勤として勤務する職員が、在学中に借り入れた奨学金返還にかかる経費に対して補助金を交付する。



対応のポイント

- 事業継続性・採算性の確保が求められる民間事業所でも、働きやすい職場環境の整備、人材募集のための様々なアプローチの検討など、人材確保のための工夫が必要となり、行政からこうした方策の周知・支援を行うことが重要です。
- 採算性確保等のためには、利用者が少ない中での事業所の望ましい運営形態や、採算性が確保されない中での行政の支援の在り方を検討する必要があります。

全国を取組事例

【事例1】 熊本県上天草市（離島）

訪問看護ステーションでは、看護師の募集・確保における特段の補助や PR 活動はしていないが、口コミによってサービス提供に必要な看護師を確保できている。また、シフトを調整するなどの工夫で、フルタイムでなくても職員の事情に応じた働き方に柔軟に対応している。

【事例2】 島根県西ノ島町（離島）

隠岐島前病院では Facebook などの SNS を含め、WEB を活用した情報発信を積極的に行うだけでなく、再帰率など WEB ページのアクセス分析も行い、より効果的な PR を行えるように改良を重ねている。求人情報や研修、就業体験に関する情報など、人の呼び込みも WEB で行っており、若年層からも WEB を経由して応募が来ている。見学を希望する学生を一切断らずに毎年非常に多くの学生を受け入れており、これが実際に病院での就業希望につながっている。

また、介護事業所では外国人の実習生の受け入れや、人材紹介会社からの紹介などにより人材確保に取り組んでいる。

【事例3】 北海道幌加内町（中山間地域）

町では従来、認知症患者を受け入れる施設がなかったこと、町内北部地域で介護サービスが整備されておらず、地域内で最低限のサービスを提供できるようにするために、小規模多機能型居宅介護事業所を設置することとした。これは、町では人口減少により年々介護保険サービスの利用者が減少しており、小規模かつ効率的に運営できる事業所が適していると考えたことによる。

事業所の運営は、町が年間 2,000 万円を支出して賄っており、収支が合わないことも当初から踏まえた上で、町が運営を支える構造が築けた点が、運営が適切に行えている要因と考えられる。

(その他既存事例からみる取組例)

- 介護職員が気軽に相談や情報交換できる場（ケアワーカーカフェ）を提供することにより、介護業務への不安感の解消や情報交換による知識技能の向上を図る。
- 3K職場という誤ったイメージの払拭と、仕事に対する具体的なやりがいや労働条件を提示する。



8 介護人材の離職に対する対処は？

対応のポイント

- 研修や交流会を通し、資質向上とあわせ類似の状況にある介護職同士が関わり合う場を提供することも一つの方法と考えられます。
- 一旦離職した方が再び介護職に戻る、潜在介護人材の状況把握と働きかけも有効な手段と思われる。



全国の実践事例

【事例1】北海道足寄町（中山間地域）

町内介護人材の確保・離職防止に向けた取組として、介護事業所連絡協議会を立ち上げ、研修会や交流会等を開催している。

また、医師や看護師等として足寄町に勤務を志望する者に対して、修学に必要な学資金を貸付けて、一定期間勤務した者に対し貸付金の一部又は全部の償還を免除している。看護師については、ここ数年常時1～2名が新卒採用となっており、定着率も良い。

(その他既存事例からみる取組例)

- 県の地域医療介護総合確保基金を活用し、新人介護職員資質向上研修事業を実施する。職員が少なく、人材育成が困難な小規模事業所等の新人介護職員の早期離職の防止及び定着を図る効果が見込める。
- UIJ ターン者、市内の潜在有資格者（1年以上離職していた介護・看護職員）・転職者が介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所へ就職する場合の助成金を支給する。
- 平成29年度から介護分野の有資格者等を再就職に結びつけるため、ハローワークと連携して就職説明・面談会を継続して実施。市広報誌、市ホームページへの掲載以外に、デジタルサイネージを活用したPRを実施。潜在介護人材の介護分野への就職率向上につながっている。
【H29実績】就職者数12人、参加求職者数257人、就職率4.7%
【H30実績】就職者数27人、参加求職者数154人、就職率17.5%

カテゴリーⅡ 介護人材の育成



9 人材確保のための効果的な募集方法は？

対応のポイント

- 人材確保の取組（リクルート）は、担当者の地道な PR が実を結ぶことも、関係者・行政内部組織の垣根を超えた活動が功を奏することもあり、多種多様です。
- また、人材確保のためには、事業所の収益が確保されることが重要となるため、このような観点からの支援・取組も効果的と考えられます。

全国の実践事例

【事例 1】 島根県西ノ島町（離島）

隠岐島前病院では Facebook などの SNS を含め、WEB を活用した情報発信を積極的に行うだけでなく、再帰率など WEB ページのアクセスに関する分析も行い、より効果的な PR を行えるように改良を重ねている。求人情報や研修、就業体験に関する情報など、人の呼び込みも WEB で行っており、若年層からも WEB を経由して応募が来ている。隠岐島前病院の文化で見学を希望する学生を一切断らず、毎年非常に多くの学生を受け入れている。すると、そのうちの数名は実際に隠岐島前病院での就業を希望するなど、人材確保につながっている。

また、人材が不足している介護職員や保健師、社会福祉士等の介護系職種や、調理員や看護師などについて、町外でのイベント時に PR したり、町内でも広報誌や回覧等で職員の募集を行うなどの取組をしている。

【事例 2】 島根県西ノ島町（離島）

介護事業所では外国人の実習生の受け入れや、人材紹介会社からの紹介などにより人材確保に取り組んでいる。

【事例 3】 沖縄県竹富町（離島）

介護職の人材確保では離島高校生の初任者研修として、夏休み期間に石垣市、竹富町合同で事業を一緒に行っている。

(その他既存事例からみる取組例)

- 介護福祉士の資格を取得しようとする方について、受験料や研修等に要する費用助成。また、法人の介護職員募集に係るチラシ等の作成や、就職準備経費（住居確保に係る礼金・引越し費用等）に要する費用助成。
- 周辺市町村と一体となり、職場体験事業等を実施
- 市の外郭団体が実施する市民向けの介護講座の受講者に、介護施設での職場体験（1日数時間の作業を3日～10日程度）の機会を提供
- 医療や介護職員の養成機関（大学等）で行われる就職説明会等に出向き、町での業務の具体的説明や勧誘
- JICA帰国隊員への説明会、シングルマザー協会等での呼びかけ（看護師、介護補助員等）、看護協会の全国版のホームページに掲載
- 製造業などすでに外国人労働者を雇用している企業のノウハウの利用
- 「介護助手活用促進事業」元気な高齢者や再就職を希望する女性などの地域人材を、直接介助以外の補助業務を行う「介護助手」として雇用する取組の支援
- 介護・障害福祉分野で働く強い意欲を持った人材の参入を図るため、福祉人材と事業者双方のニーズを踏まえた社会的な機会の場として「福祉の就職総合フェア」を県市合同で開催（開催時期：夏・春）。フェア開催後の追跡調査により、来場者が実際に就業したケースを確認済み。（平成30年夏開催：開催から半年後の就業者25人）
- 医療と福祉を題材にした情報誌を町独自に作成・発行し、介護現場の様子を広く一般住民に紹介



10 地域内の他政策と関連づけた人材確保の工夫は？

対応のポイント

- 最初から「介護人材の確保」にこだわる必要は必ずしもありません。地域おこし協力隊、地域・期間限定の来訪者を含め、地域外から人を呼ぶための仕組み・制度を検討することも重要です。



全国の実践事例

【事例1】鹿児島県十島村（離島）

地域おこし協力隊で看護師、介護福祉士等を募集し、生活支援コーディネーター（2層・3層レベル）として設置している。

【事例2】沖縄県竹富町（離島）

農業の繁忙期に来る援農隊（外からの手伝い）の方が、期間後も島にいたいということで働き始めることもある。長期で滞在してくれる方もおり、現在はある程度安定している。

【事例3】沖縄県南大東村（離島）

月に1回、食生活改善推進員が地域で集まりを持つ際に、地域包括支援センター職員がそこでお茶とコーヒーを飲みながら色々なお話をするという、サロンのような取組もボランティアで実施している。食生活改善推進員に、机とお茶などのセットを用意してもらい、そこでお茶を飲みながら、やって来る色々な人と話をする場として、地域の情報収集ができる。

この取組でボランティアに来てくれる住民の多くは、島外で働いた経験があり、参加者も島の外からの方が多い。そのため、長く島で暮らしている住民と顔見知りになり挨拶が増えたなどのつながり強化がみられる。

（その他既存事例からみる取組例）

- シングルペアレントの移住定住関係の一環として介護人材確保支援事業を実施
- 専門学校と事業所が連携し、事業所に就職する場合に在学中の授業料を事業所が負担する移住入学制度を実施



11 介護人材を離島・中山間地域外から確保する方法は？

対応のポイント

- 離島等でのサービス提供を促すには、支援コストを含む実態を事業所に正確に理解してもらうことや、事業者のインセンティブにつながる仕組みを考えることも有効です。



全国の実例

【事例1】宮城県塩竈市（離島）

市の浦戸地区は文化財の区域で、かつ市街化調整区域であるため、既存建物を導入した施設系のサービス導入しか行えない。こうした背景から、島内の建物、場所を使って通所介護を提供できないかという現地見学会を開催するなど、事業所を誘致するための方策を進めた。

また、浦戸地区は当初訪問看護ステーションがなく、名簿順に事業所をひたすら何度も当たり、船賃や介護報酬の助成についての説明や、利用者の具体的なニーズを細かく伝えるなどの働きかけを行った。また、「何時何分の船に乗ると大体何時に着く」、「徒歩5分で利用者宅に着いて、訪問は〇時開始。終わって島から戻ると〇時」のように、事業者がイメージしやすいような提案をするなど、丁寧に一つ一つ粘り強いアプローチをかけ、訪問の検討、受託に結びつけることができた。

【事例2】宮城県塩竈市（離島）

民間の市内の配食サービス事業者が現在3社あるが、本土での配食提供だけでなく、希望があった場合は必ず離島にも行ってもらうことを契約の条件としている。これにより島内の配食サービスも提供できる体制を整えている。

【事例3】沖縄県南大東村（離島）

村にはケアマネジャーがいないため、島外の居宅サービス事業所へ委託し、月に1回程度、1泊または2泊でケアマネ派遣とケアプラン作成を依頼している。本人が島内に無いサービスである介護保険施設等を希望する場合、島外のケアマネジャーに依頼し、探してもらう。これは、村職員にとって島外の情報が無いため大変有益で、また、入院時にケアマネジャーの様子を見に行ってもらするなど、柔軟に諸々の対応をしてもらえる。島内でケアマネジャーが確保できることも重要であるが、メリットもある。

（その他既存事例からみる取組例）

- 近隣市町との合同により、介護に関する資格取得助成制度の取組を実施
- 市内への就業希望のある介護学生に対して、修学に必要な資金を給付する事業を創設



12 離島・中山間地域で働く介護職が求める条件は？

対応のポイント

- 介護職においても就業者の働きやすさは非常に大きな要素です。本項で挙げるような居住場所の確保などは、そのための一つの方法と言えます。
- 物理的な環境整備のほか、「その他既存事例からみる取組例」にもあるような、日頃の実践や思いを仲間と共有できる場の設定も、また一つの方法と考えられます。



全国を取組事例

【事例 1】 沖縄県竹富町（離島）

介護職も募集はするが、希望が来ても住む場所の確保が難しく、通うのも費用、時間がかかっていた。現在、希望者と環境のマッチングを兼ね、貸家を 1 軒借りて、希望があればお試して 1 週間ほど過ごしてもらう取組を進めている。空室でも家賃を払いながら確保している。

【事例 2】 北海道足寄町（中山間地域）

町が設置する高齢者複合施設「むすびれっじ」の職員は全体で約 40 人と、社会福祉協議会の約 6 割の人員が在籍しているが、職員は非常に若く、5 人の職員を今年度採用した。一般的な福祉職場は夜勤が月 6 回、7 回あるところもある中、むすびれっじは週 1 回程度であるなど、労働条件が良いことも理由と考えている。

（その他既存事例からみる取組例）

■施設空間整備補助事業^{*}の活用。新しいものを購入する等環境が整うことで職員の意識向上につながり、より質の高いサービスが提供できる。働きやすい職場環境づくりへとつながる。

※町内の介護保険事業所が対象。施設の照明を LED 照明に交換、利用者送迎車両の購入、施設の浴槽の買い換え等、施設整備等の費用の 2 分の 1 を補助。上限 100 万円。

■介護職員が気軽に相談や情報交換できる場（ケアワーカーカフェの開催）を提供することにより、介護業務への不安感の解消や情報交換による知識技能の向上を図る。



13 現状の人材・資源で取り組むための工夫は？

対応のポイント

- 地域には介護事業所のみならず様々な業種の人材・資源があります。これら人材・資源の参入が容易になるための工夫や働きかけを進めることも、介護人材の確保に資する取組となります。



全国の実践事例

【事例1】大分県姫島村（離島）

ワークシェアリングによる人材確保を行っている。これは村役場の職員について、一人一人の給与を低く抑える代わりに、多くの人を職員として雇うもの。介護保険外サービスもワークシェアリングにより多くの職員が創出できることで担い手を確保できている。

ワークシェアリングにより無資格の職員が介護の現場で働くことになった場合、まず研修等に参加のうえヘルパー資格を取得し、その後介護福祉士等の資格も取得してもらう。資格を取得すれば待遇も向上するため、無資格の状態から新たに資格を取得する人も一定数いる。

【事例2】岐阜県郡上市（中山間地域）

介護サービスを多様な担い手に広げていく取組の一つとして、介護予防・日常生活支援事業では基準緩和型の通所サービスや訪問サービスも開始し、スポーツ施設運営会社やまちづくり会社等の民間事業者、さらにシルバー人材センターがその運営を行っている。

【事例3】北海道足寄町（中山間地域）

介護ではない掃除や洗濯、ゴミ分別等の生活支援を提供する独自事業を実施。社会福祉協議会に委託し、退職した訪問介護員を活用して行っている。

（その他既存事例からみる取組例）

- 介護ボランティアポイント制度を導入し、ゴミ出しや村内にある介護サービス事業所、介護予防教室が行われる公民館事業においてお手伝いをしてもらう。
- ポイント制の介護支援ボランティアや生活支援ボランティアを育成し、生活支援等に取り組む。
- ボランティアポイント制や地域通貨券を活用した地域支え合い活動の推進
- シルバー人材センターに家事援助を委託



14 地域住民が介護の担い手となる工夫は？

対応のポイント

- 元気な高齢者、学生、女性（婦人会）など、地域には多くの住民がいます。誰に何を願うかは実例を見ても多種多様であり、地域の実情に応じた検討が重要となります。



全国の実践事例

【事例1】 沖縄県竹富町（離島）

インフォーマルな支援の具体例として、婦人会以降の60代、70代の女性グループが、近隣にお花を植える活動を始めた。徐々に活動が広がり、外出が少ない閉じこもりがちな高齢者の家の前にも花を植えて、その方に水まきを依頼する。水まきのために外出頻度、範囲が徐々に広がり、結果的に近隣との会話も増え、外出の支援につながったという事例がある。

【事例2】 熊本県上天草市（離島）

要介護状態になるまでの援助を必要とする住民に対し、住民の有償ボランティア（ふれあいサポーター）が生活支援を提供する仕組み「ふれあいサポート湯島」が社会福祉協議会によって構築されている。提供内容は、部屋の掃除、洗濯、買い物、配食などの家事援助、草取り、窓ガラス拭き、障子張りなどの生活支援、病気やけがの簡単な介抱や自宅と診療所間の介助などの介護援助など。利用者は直接ふれあいサポーターに電話をかけて利用する仕組みで、仲介役が存在しない。利用者は基本的に毎回同じサポーターに依頼することとなり、サポーターと利用者とのつながりが強くなっており、副次的な効果として利用者の見守りやふれあいサポーターの生きがいにもなっている。

【事例3】 徳島県三好市（中山間地域）

「ちょっとしたお手伝い」ができる老人クラブの会員が「まかせて会員」として登録し、地域内で手助けを必要としている老人クラブ会員のお手伝いをする制度を運営。

【事例4】 鹿児島県十島村（離島）

地域住民を高齢者見守り支援員（村独自のプログラム受講後、支援員として活動）として育成し、報酬等を支払っている。

【事例5】 長野県栄村（中山間地域）

社会福祉協議会が実施主体となり、「近所、隣なら下駄を履いて真夜中でも雪の中でも駆けつけられる」ことに由来する「げたばきヘルパー」制度を設け、山里に点在した村内31集落の全

集落に 24 時間ヘルパーが駆けつけられる体制をとった。ヘルパー資格取得者は社会福祉協議会に登録。ホームヘルプサービス、配食サービス、地域見守り事業の 3 つを実施。平成 12 年に開始し、初年度で 108 名を養成した。なお 2006 年の介護保険法改正に伴いホームヘルパー 3 級が廃止され、資格の取得の難易度が上がったことにより、取組の持続が困難となった。

【事例 6】高知県梶原町（中山間地域）

住民の健康づくりのため、昭和 33 年に発足した衛生組織連合会が 6 区の自治組織ごとに衛生委員長を置いており、また 20 戸に 1 名「健康文化の里づくり推進員」を 2 年間の任期で配置。ほぼ輪番制で推進員の役割がまわる仕組みのもとで健康づくりへの意識が高まり、検診受診率が県内 1 位となっている。

【事例 7】沖縄県竹富町（離島）

竹富町では、福祉介護関連の活性化に向けて毎月住民と話し合いを続け、マンパワーの確保が重要という一つの結論のもと、島に大学教授等講師陣が出張して行うヘルパー養成研修事業を立ち上げた。結果、島の 1 割弱である 24 名の受講があり住民の 1 割がヘルパーの資格を保有することになった。実際に事業所に勤めたり、研修から影響を受け夫婦で自主サロンを開く方がいたりなど、研修の成果もみられている。

（その他既存事例からみる取組例）

- 介護サポーター人材づくり事業は、市の事業として、市社協へ委託し、市民向け説明会で制度の概要説明及び市民と介護施設等とのマッチングを行った。10 の事業者と約 80 名の市民、ハローワークが参加し、事業者や市民（元気高齢者）の反応は高かった。身体介護以外の周辺業務ということで、無資格や短時間でも大丈夫という点が高齢者の興味を引いた様子である。
- 生活支援サポーターや認知症高齢者見守り支援員を養成し、生活援助や小さな困りごとに対応できる地域住民を確保
- 介護の資格講座を開催し無資格者・未経験者の資格取得を支援する
- 地域内の様々な支え合い活動を集約し、チラシに掲載。地域住民の意識啓発・参加を促す。
- 訪問型、通所型サービス B の実施団体に補助金を交付
- 地域での買い物や掃除など身近な困りごとを住民同士、世話をする側とされる側で話し合い、利用料を払って解決する。その利用料に対して助成金を支払う（社会福祉協議会が管轄）。
- 将来、町内で医療・介護等の業務で勤務しようとする方に、修学就業資金の貸し付けを行う。
- 「高齢者ファミリー・サポート・センター事業」高齢者や介護家族が安心して暮らせるよう、簡単な家事・付き添い等を支援する市民同志の有償ボランティア
- 有償ボランティアを募集し、訪問型・通所型サービス B を行っており、簡易なサービスは事業所に頼らなくても行うことができている。



15 介護サービス提供側の世代交代(若年世代への継承) への取り組みは？

対応のポイント

- 次世代育成の一環として、高校生をはじめ子どもへの働きかけを行うことは、長期的ではありますが重要な取組です。
- 学校と連携し授業に組み込む、生徒に事業への参画機会を持ってもらうことなどが具体的手法となります。



全国の実践事例

【事例1】沖縄県竹富町（離島）

認知症サポーター養成講座を、多世代を対象に行っている。最初は幼稚園から始めて、小学校、中学校、高齢者と活動を広げ、できれば島全員がサポーターになって、高齢者を支援できるようになればとの狙いがある。講習会も施設内で、高齢者がいる中で幼稚園生や小中学生などが受講。直に高齢者・当事者に接しながら受けられる雰囲気作りを目指した。

【事例2】北海道足寄町（中山間地域）

町では介護福祉士修学資金貸付、介護従事者就業支援等補助金交付を行い、介護人材確保のための修学資金貸付や、介護従事者に対する就業支援補助金を交付している。これは地元の高校生を含む町民も対象としている。

（その他既存事例からみる取組例）

- ①大学への啓発訪問として、参加学生と行政や介護事業所がテーブルを囲んで話をすることで介護支援の楽しさを知ってもらい、現場就労へつなげていく。また、高校への啓発訪問として、生徒が『高齢者』について理解を深め、介護の楽しさや喜びを知ること、介護現場への就労へとつなげる。この事業は市商工政策課の負担金により実施してきたが、負担金がなくなった後は県介護従事者確保事業費補助金を申請し、県の補助金を使って事業を継続している。
次世代を担う子供たちに「福祉」を知る機会を設け、高齢者のケアをする仕事を知ってもらうことで、将来就きたい仕事として考えるきっかけ作りとする。
- 高校生への介護分野の企業見学会を通じ、学生に介護の仕事について正しい知識や理解を深めてもらう。
- 市内2年生を対象に5日間職業訓練を行う「とらいやるウィーク」を通じ介護職の理解を図る。
- 中学家庭科の授業で、介護現場で働いている若手職員がゲストティーチャーとして授業を実施



16 中長期的な人材確保・育成に向けた工夫は？

対応のポイント

- 中長期的な人材確保・育成のためには、次世代育成による若年層への啓発・育成に加え、研修医等これから専門職として従事する人への教育体制の整備、すでに専門職として従事している職員が離島・中山間地域でもしっかりと専門性を高め、キャリアを構築できる工夫が必要となります。



全国の実践事例

【事例1】岐阜県郡上市（中山間地域）

高校との連携やホームヘルパー養成、ボランティア養成など、短期的目標の設定による様々な取組を行っている。具体的には、小学生へのワクワク病院体験、中学生の医療系進学セミナー、高校生へは介護職員初任者研修と県内高校生を対象としたへき地医療研修フィールドワークを行っている。

高校（郡上北高校）では、普通科の中に「福祉・介護コース」があり、このコースの生徒は県が指定した研修機関である国保白鳥病院で介護職員初任者研修を受けることとなっている。1年間のコースですべての正規プログラムが組み込まれているので、高校卒業時には介護職員初任者研修修了という資格を有しており、介護業界で1年目から活躍してもらおうことを目指している。

また、大学生（岐阜大学、自治医科大学等）については、大学の開講科目を受けて地域医療実習等を実施したり、初期研修医・看護師特定行為研修等を実施するなど、小学生から研修医・看護師に至るまで、広い世代の人材育成に国保医療機関が関与している。

【事例2】鹿児島県十島村（離島）

十島村の有人7島に所在する診療所では、看護師が通常の看護業務に加え、医師不在時の対応、介護支援体制のコーディネートや実際の支援なども担っている。このような体制をより安定させるため、村の診療所看護師は2人体制となっており、さらに県看護協会の協力を得て、看取りマニュアルの作成等、診療所間の業務標準化や、クリニカルラダーへの取組など研修の充実も図っている。

診療所での役割を担いつつ、業務の標準化等を通し負担軽減が図られている環境下で、中長期的なキャリア形成ができる体制が整っている。



17 求職者にアクセスし、求人等情報を周知・提供する方法は？

対応のポイント

- 近年はネットですぐに介護の求人情報にアクセスできる時代です。求職者への適切な情報提供のためには、ネットの活用はもとより、合同説明会など多くの方法が考えられます。



全国の取組事例

【事例1】 島根県西ノ島町（離島）

隠岐島前病院では Facebook などの SNS を含め、WEB を活用した情報発信を積極的に行うだけでなく、再帰率など WEB ページのアクセスに関する分析も行い、より効果的な PR を行えるように改良を重ねている。求人情報や研修、就業体験に関する情報など、人の呼び込みも WEB で行っており、若年層からも WEB を経由して応募が来ている。隠岐島前病院の文化で、見学を希望する学生を一切断らず、毎年非常に多くの学生を受け入れている。すると、そのうちの数名は実際に隠岐島前病院での就業を希望するなど人材確保につながっている。

【事例2】 熊本県上天草市（離島）

市内の訪問看護ステーションでは、看護師の募集や確保における特段の補助や PR 活動などはしていないが、口コミによってサービス提供に必要な看護師を確保できている。また、シフトを調整するなどの工夫で、フルタイムでなくても職員の事情に応じた柔軟な働き方に対応している。

（その他既存事例からみる取組例）

- 介護事業所と介護職への就職を希望する求職者を対象に合同職場説明会・面接会を開催
- 福祉人材と事業者双方のニーズを踏まえた社会的な機会の場として「福祉の就職総合フェア」を県市合同で開催
- 介護の仕事に関心のある未経験者の方や介護の資格を持ちながら職業に就いていない方を対象としたハローワークと連携した介護施設見学会
- 県社会福祉協議会より勧められた求人サイトでの募集
- ハローワークと連携して就職説明・面談会を継続して実施し、潜在介護人材の就職率向上を図る。



18 介護職の質向上のための魅力ある研修会の運営方法は？

対応のポイント

- 多くの住民・専門職に参加頂くための研修会のあり方として、場所・費用面で参加しやすくすること、より実りのある研修会の内容を工夫することなどの方法が考えられます。



全国の実践事例

【事例1】 沖縄県竹富町（離島）

福祉介護関連の活性化に向けて毎月住民と話し合いを続け、マンパワーの確保が重要という一つの結論のもと、島に大学教授等講師陣が出張して行うヘルパー養成研修事業を立ち上げた。結果、島の1割弱である24名の受講があり住民の1割がヘルパーの資格を持っており、実際に事業所に勤めたり、研修に影響を受け夫婦で自主サロンを開く方がいたりなど、研修の成果もみられている。

【事例2】 島根県隠岐広域連合（離島）

隠岐圏域では介護福祉士実務者研修教員講習会を行うことで、地元指導者の養成を行っており、令和元年度は5名の指導者養成を行った。

圏域のある町村で行った入門的研修では多くの地域住民が参加し、地域サロン等で活躍している。これは地域から必要性を求められたことをきっかけとしたものではあったが、多くの方に参加いただいた。要因としては、元々地域のサロン等に参加していた住民が多かったことや、地域の区長、また社会福祉協議会の村民福祉課の課長が直接住民に声をかけて参加者を募った点にあると考えられる。

（その他既存事例からみる取組例）

- 介護職員初任者研修の無料化
- 保健医療福祉職を対象とした奨学金制度や、介護職員等の初任者研修費用の助成等の経済的支援
- 介護・保育を勉強している学生を対象に、2泊3日で合宿形式により町内の介護関係施設にて体験実習
- 外部から講師を招いて行う事業所内研修及び介護職員等を研修へ派遣する事業の経費として、市が補助金を交付



19 介護職育成における ICT(遠隔研修会など)の活用は？

対応のポイント

- 新型コロナウイルス感染症対応や、移動の負担を緩和することによる研修・カンファレンス等への参加のしやすさの向上の観点から、テレビ会議システムなどの ICT の活用が今後さらに重要性を増すものと考えられます。



全国の実践事例

【事例 1】 島根県隠岐広域連合（離島）

従来から実施している事業所との意見交換会を、テレビ会議システムを活用して行う機会が増えている。また、実務者研修の指導者養成講習会を、本来松江から講師を呼んで行うところを、新型コロナウイルス感染症の流行のため集まることが難しかったこともあり、テレビ会議システムを活用して実施した。

コラム

令和 3 年度介護報酬改定と ICT

令和 3 年度介護報酬改定では、改定の主な事項として「介護人材の確保・介護現場の革新」が掲げられ、この中で「会議や多職種連携における ICT の活用」として、以下のように記載されています（第 199 回社会保障審議会介護給付費分科会資料（令和 3 年 1 月 18 日）より。今後変更の可能性あり）。

全サービス

- 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
※利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。

介護現場の日々の取組は、今後 ICT の活用によりさらなる変革が進んでいくものと考えられ、ICT に馴染みの薄い事業者も含め、ICT の導入・運用に向けた様々な支援がますます重要となっていきます。



20 国保医療機関が介護人材の育成・サービス提供体制の構築に関与する方法は？

対応のポイント

- 「地域包括ケア・医療」の実践を理念とする国保医療機関は、介護人材育成やサービス提供体制の構築に向け、全国で様々な取組を行っています。
- 既存の取組としては、国保医療機関の職員が行政職員を兼務し、包括的な行政運営を進めているもの、多世代への人材育成に国保医療機関が主体的・継続的に関わっているものなどがあり、各地の実情に応じた支援を受けることが期待できます。



全国の実践事例

【事例 1】 岐阜県郡上市（中山間地域）

市では小学生へのワクワク病院体験、中学生の医療系進学セミナー、高校生へは介護職員初任者研修（郡上北高校）と県内高校生を対象としたへき地医療研修フィールドワークを行っている。

高校では、普通科の中に「福祉・介護コース」があり、このコースの生徒は県が指定した研修機関である国保白鳥病院で介護職員初任者研修を受けることとなっている。1年間のコースですべての正規プログラムが組み立てられているので、高校卒業時には介護職員初任者研修修了という資格を有しており、介護業界で1年目から活躍してもらうことを目指している。

また、大学生（岐阜大学、自治医科大学等）については、大学の開講科目を受けて地域医療実習等を実施したり、初期研修医・看護師特定行為研修等を実施するなど、小学生から研修医・看護師に至るまで、広い世代の人材育成に国保医療機関が関与している。

【事例 2】 高知県梼原町（中山間地域）

町では、町立国民健康保険梼原病院に、行政機関である保健福祉支援センターが併設され、センター長は梼原病院の院長が兼務している。こうした、保健・医療・介護・福祉の行政機能の集約化の仕組みづくりにより、サービス体制の充実につながっている。

【事例 3】 北海道足寄町（中山間地域）

足寄町国民健康保険病院では、将来的な医療従事者の確保に繋げるため、道内3医育大学からの実習生や研修医、看護実習生等の積極的な受入れに努めている。

カテゴリーⅢ 地域の支援



21 介護サービス提供のために移動時間を要する場合の工夫は？

対応のポイント

- 広大な面積、簡素な交通網の地域では、「移動」のコストを見極める必要があります。「移動」が参入障壁であるならば、補助金の活用、他市区町村も含めた広域連携等も大いに検討の余地があります。

全国の実践事例

【事例1】北海道幌加内町（中山間地域）

近隣自治体とは物理的な距離もあり、介護サービス提供の行き来はないが、地域密着型施設の入所等については、1市3町で指定手続きに関する事前協議確認書を取り交わし、他市町の施設も利用できるように連携している。

【事例2】長野県栄村（中山間地域）

中山間地域に訪問系サービスを提供するにあたり、移動距離に応じてその一部を補助する（20kmを超える場合に37円/km）県の補助事業「中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業」にモデル自治体として取り組んでいる。補助率は県が1/2、村が1/2である。

【事例3】宮城県塩竈市（離島）

【浦戸地区介護サービス提供促進事業】浦戸地区を訪問する介護事業者に船賃を助成する。

【浦戸地区介護保険サービス確保対策事業】

対象地域で提供された介護サービスに係る介護報酬の15%分を追加で助成する。平成30年度実績：延べ利用人数：149人、助成額：37万円である

（その他既存事例からみる取組例）

- 町内の訪問介護・通所介護事業所へ、町内の遠方の利用者の訪問や送迎の移動の負担を軽減するために、「中山間地域介護サービス確保対策事業」を実施
- 住民による外出支援（移送支援）
- 高齢者タクシー券の交付
- 公共交通機関を利用できない要介護認定者を対象に、居宅と医療機関等との間を送迎

対応のポイント

- 移動・送迎困難があろうとも、住み慣れた場所で暮らし続けることを希望する住民は多くいます。こうした希望に沿いつつ生活を維持する方法として、積雪のような場合では冬期限定で支援の仕組み・生活施設を整備・提供する方法も考えられます。



全国の実事例

【事例1】高知県梶原町（中山間地域）

保健福祉支援センター内（梶原病院併設）には、退院後の生活に不安のある高齢者等が原則6か月を上限として利用できる高齢者生活福祉センターが整備されている。他にも、単身生活や冬季間の生活に不安を抱える高齢者が共同生活する高齢者合宿施設とシェアハウスが整備されている。また、町が設置した「福祉の館」は、住民互助により運営される組織「福祉の館運営協議会」が指定管理者となり運営されている。さらに、平成30年開所した複合福祉施設「YURURI ゆすはら」（地域密着型特定施設入居者生活介護）内には、生活支援ハウスとケアハウスを置いている。いずれも町の財源による設置である。

【事例2】北海道足寄町（中山間地域）

町では、利用希望があれば町民が速やかに、一時的に入所できる生活場所である「生活支援長屋」を設置している。

従来、家族の仕事が忙しく自宅に戻れない、冬期で自宅に戻れないことが多い方がいる一方で、ショートステイが満床、要介護認定を受けなければ使えない等の利用上の課題があったが、冬場車が入れないような山奥に住んでいる人が冬場だけ滞在することもできるようになった。また長屋は一つのコミュニティでもあり、入所者が助け合いながら過ごせる施設になっている。

（その他既存事例からみる取組例）

- 高齢者冬期生活支援施設整備事業：高齢者冬期安心住宅を整備し、冬季における安心な暮らしを確保するとともに、高齢者のつどいの場とする。



23 地域のニーズと介護サービスとのマッチングの度合を評価する方法は？

対応のポイント

- 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の活用が一般的な手法として考えられます。その他にも機を捉えた地域住民との懇談会、日々の業務を通じた情報収集等も有用です。



全国の実践事例

【事例 1】北海道幌加内町（中山間地域）

平成 23 年から住民ニーズの調査を行っている。平成 24 年～平成 25 年に民間の医療コンサルティング会社の協力の下、住民のニーズを収集しながら医療・介護再編計画を作成している。

【事例 2】沖縄県竹富島（離島）

町の認識として、各島の実態、町民のニーズ等を十分把握できていないことへの懸念があり、これを明らかにすることを目的に平成 30 年にアンケート調査「ばいぬ島共生意識・要求調査」を 40 歳以上の全住民を対象に実施した。

令和元年度はこの内容に基づきワークショップ（地域の公民館役員、民生委員、地域の支援者、事業所職員などが参加）を町内 2 地区で開催し、地域のニーズと介護サービスとの適合性を協議した。

（その他既存事例からみる取組例）

- 訪問型サービス B 及び通所型サービス B の開始にあたり、事業についてのノウハウや地域において活動できる人材が不足していたため、生活支援コーディネーターと協議を重ねながら各地域の課題やニーズ等を把握し、まずは一般介護予防事業の普及を足掛かりにノウハウの蓄積と人材育成を行った。



24 行政の介護サービスへの考え方を周知していく方法は？

対応のポイント

- 行政から介護サービスの考え方を周知する方法としては、介護保険事業計画の記載内容の分かりやすい説明、ホームページでの情報発信等様々な方法が考えられますが、説明会、ワークショップ等による直接のやり取りの有用性がみられています。



全国の実践事例

【事例 1】 沖縄県竹富島（離島）

平成 30 年にアンケート調査「ばいぬ島共生意識・要求調査」を 40 歳以上の全住民を対象に実施した。令和元年度はこの内容に基づきワークショップ（地域の公民館役員、民生委員、地域の支援者、事業所職員などが参加）を町内 2 地区で開催し、町民が何を求めているのか、何ができるのかを一緒に検討。例えば「移動サービス」や「居場所づくり」が課題とされた地域であれば、行政側から「これをやってください」という形ではなく、地域として何ができるか、行政として何がバックアップできるか、できること、できないことを可視化することで成果、課題が目に見え、やるべきことが明確になる。このワークショップは長期計画で、1 年で 2 地区程度ずつ行うことを想定している。

【事例 2】 鹿児島県十島村（離島）

十島村では一つの島でのみ離島等相当サービスを実施しているが、それまでサービスを提供していた事業所から、平成 30 年度に利用者もいる中での撤退の申し出があり、今後の介護体制について住民の不安の声も聞かれる状況であった。

結果的には平成 31 年度より、指定管理者として新たな委託先の事業所を確保できたが、この際住民の不安やニーズを把握・緩和するため、住民説明会やアンケートの実施、県保健所にも同行してもらったの、今後の介護体制に関する意見交換会を実施するなど、丁寧な対応に努めた。議会にも理解を得るために説明を重ねた。

【参考】離島等地域で活用可能な介護サービスの確保等に関する制度

(1) 基準該当サービス

- ◆介護保険サービスは、指定権者（都道府県等）が定める事業運営の指定基準を満たし、指定を受けた事業所が提供できます。一方、離島や中山間地域などの事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要因により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合があります。
- ◆多様な事業主体の参入を促す観点から、指定基準の一部は満たしてはなくても、国の基準を踏まえ、都道府県が条例で定める基準に該当している事業者については、各市町村の判断で保険給付の対象とすることができることとなっており、この仕組みを「**基準該当サービス**」と呼びます（介護保険法第42条、第54条）。

【基準該当サービスの対象サービス】

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援
（※介護予防サービスを含む）

【給付額】

指定サービスの介護報酬の額を基準として、保険者が定めることとされています。

【基準該当サービスの利用までの流れ】

※自治体照会のもと作成していますが、詳細は地域により異なる可能性があります。

- ①都道府県が条例で、基準該当サービスに関する基準を定める。
→条例内容は、国が厚生労働省令で定めている基準（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）をもとに、各自治体の実情等を踏まえ定めるものとなります。

【通常の指定基準と、基準該当サービスに関する基準の違い】（例：短期入所生活介護）

	指定サービス	基準該当サービス
従業者	・医師1人以上 ・介護職員又は看護職員は、利用者3人に1人以上（定員20人未満の併設事業所以外は、うち1人常勤）	・医師は不要 ・介護職員又は看護職員は、利用者3人に1人以上（常勤要件なし）
廊下幅	1.8m以上（中廊下は2.7m以上）	車いすでの円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積	1人当たり10.65㎡	1人当たり7.43㎡

※上記は厚生労働省令の基準であり、これをもとに各都道府県が条例を定めることとなります。

- ②市町村（保険者）は都道府県の条例に基づき、指定要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の緩和内容を、サービスごとに決定する。
→実務上は市町村の実情に応じて、申請事業所と相談し、サービスが利用できるよう柔軟に対応しているという手法がみられます。また、離島の場合には、基準該当サービスより基準が緩和された離島等相当サービスを選択している事例がみられます。
- ③規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、基準該当サービスの提供を認める。

(2) 離島等相当サービス

- ◆基準該当サービスの確保も著しく困難な地域（離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当する地域^{*}）は、市町村（保険者）の判断で、基準該当サービスよりも緩和した基準で保険給付の対象とすることが可能です。これを「**離島等相当サービス**」と呼びます（介護保険法第42条、第54条）。
- ◆具体的には、離島等相当サービスでは都道府県の条例等によらず、市町村（保険者）が必要と認める場合には人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスであれば保険給付の対象とすることができます。
- ◆一方で、サービスの質を担保するため、市町村（保険者）の十分な事業継続支援とサービスの評価指導体制を確保する必要があります（定期的な巡回、事業報告の求め など）。

【離島等相当サービスの対象サービス】

指定サービス・基準該当サービス以外の居宅サービス・介護予防サービス

【給付額】

保険者が定めることとされています。

【離島等相当サービスの利用までの流れ】

※自治体照会のもと作成していますが、詳細は地域により異なる可能性があります。

- ①市町村（保険者）が地域独自の基準として、指定要件の内容を定める。

【離島等相当サービスにより緩和された指定基準の例】

種別	内容
訪問介護	・訪問介護員の配置基準（常勤換算 2.5 人）を任意とした ・在宅で要介護 3 以上の同居者への家族介護をしている人を「みなし事業者」とした
訪問看護	・看護職員の配置を指定基準の「常勤換算 2.5 人以上」から 1.5 人以上に縮小
短期入所 生活介護	・医師、機能訓練指導員の配置を任意とした ・医務室の配置は任意とし、他の設備は指定通所介護のものを活用

【出典】平成 27 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成 27 年度調査）「中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業」

- 基準該当サービスと同様、事業所の登録制度を規則等により整備する方法が想定されます。また、離島等相当サービスの制度設計はある特定の地域、及び元々その地域で中心的に活動している介護事業所を想定して行われるケースもあり、この場合は当該事業所も含めた協議、意見聴取等が重要です。なお、介護事業所を新たに作る場合は、地域の状況や住民の意向把握等の観点から、地域住民との意見交換も重要となります。
- 必要に応じ、都道府県等との協議、相談を行うケースも見られます。

- ②規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、離島等相当サービスの提供を認める。

※離島等相当サービスの対象地域（これ以外の地域は、当サービスの対象外です）

- ①離島振興対策実施地域
- ②奄美群島
- ③振興山村
- ④小笠原諸島
- ⑤沖縄の離島
- ⑥豪雪地帯・過疎地域等のうち、人口密度が希薄・交通が不便等によりサービス確保が著しく困難な地域

(3) その他制度

これまでの制度のほか、介護サービス提供体制の構築に資すると考えられる制度・事業には、以下のようなものがあります。

離島等サービス確保対策事業

◆離島等でのホームヘルパー養成など、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等の実施を補助します。

◆市区町村が実施する場合は、以下の事業が対象です。

① 事業推進委員会の開催、および都道府県が開催する検討委員会で提示された事業の実施に向けた検討

② 試行的事業の実施

- ・介護サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援
- ・NPO法人の立ち上げ支援（ホームヘルパー養成など介護人材の養成・確保支援）
- ・環境整備 等

※このほか、離島等地域における介護サービス確保等のための厚生労働大臣が認める事業も対象

※補助割合は、国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4（都道府県が実施する場合は、国 1 / 2、都道府県 1 / 2）

人材確保対策に
重点を置いた
事業です

地域医療介護総合確保基金

◆平成 26 年度に都道府県に創設された基金で、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築のために行う様々な事業を都道府県・市町村が計画化し定めることで、これら事業に基金からの補助金を交付することができます。

◆大きく「医療分」と「介護分」に分かれ、介護分は「介護施設等の整備」、「介護従事者の確保」に関する事業が対象です。

離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業

◆人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進します。

— 地域外からの人材確保を支援 —

● 地域外からの就職促進

地域外から介護サービス事業所・施設に就職するために必要な費用を助成（赴任旅費、引越・転入費用、短期間の体験就労等）

● 地域外での採用活動支援

地域外での就職説明会の開催等

● 先進自治体からのアドバイザー招へい等

離島、中山間地域等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等

— 資質向上を支援 —

● 介護従事者の資質向上推進

▶ 地域外から講師を招いて介護従事者の資質向上研修を実施するために必要な費用を助成

▶ 介護従事者が地域外での資質向上研修を受講するために必要な費用を助成

— 通いの場等への移動を支援 —

● 移動支援の担い手を確保

▶ 高齢者の移動を支援する団体の立ち上げ

▶ 移動支援の担い手養成研修の実施

▶ 運転に係る講習等の受講

▶ 福祉有償運送の実施に係る手続きの助言 等

※介護サービス事業所、通いの場、医療機関等への移動

特別地域加算（介護保険）

◆離島など一定の地域（以下「対象地域」）にある事業所が行う訪問系のサービス等は、サービス費用の15%が加算されます。

【対象地域】

- ①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島
⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域

【特別地域加算に係る利用者負担軽減】

上記により、利用者負担も15%の増額となることから、市町村の判断により利用者負担の一部を軽減することができます。

中山間地域等における加算（介護保険）

（1）中山間地域等における小規模事業所加算

◆中山間地域等にある小規模な事業所（サービスにより定義が異なります）が行う訪問系のサービス等は、サービス費用の10%が加算されます。

【対象地域】

- ①豪雪地帯、特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域
④特定農山村地域 ⑤過疎地域

（2）中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

◆中山間地域等に居住する利用者に、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合は、サービス費用の5%が加算されます。（上記の加算と同時算定可）

※上記（1）と（2）は同時算定も可能です。

【対象地域】

- ①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯、特別豪雪地帯
④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域
⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

特別地域加算の算定対象地域は対象外です

その他（地域支援事業）

介護保険における地域支援事業にも、以下のような制度があります。

（1）生活支援体制整備事業

◆生活支援コーディネーター・協議体の配置・設置により、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘やそのネットワーク化などを進めます。

（2）地域リハビリテーション活動支援事業

◆リハビリテーション専門職が、通所や訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、通いの場などに関わり、専門的な助言などを行います。この専門職派遣時の費用を、自治体から派遣元の事業者を支払うことも可能です（1時間〇円など）。

共生型サービス

- ◆介護保険法の訪問介護、通所介護、(介護予防)短期入所生活介護については、障害者総合支援法もしくは児童福祉法の指定を受けている事業所から申請があった場合、「共生型サービス」として指定を受け、サービスを提供することができます。

共生型サービスを活用するメリット

- (1) 利用者にとって：障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。また、高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者がともに暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。
- (2) 事業所・地域にとって：障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たさなくとも、両方のサービスを提供できる。(障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けられるよう、特例基準を設定)
→ これにより、地域の実情に合わせ、限られた福祉人材を有効に活用できる。

(参考) 令和3年度介護報酬改定関係 (R3.2月時点)

令和3年度は、離島・過疎地域等関連で以下改定がなされる予定です(令和3年2月時点)。

(1) 離島や中山間地域等におけるサービスの充実

- ◆夜間対応型訪問介護について、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。
- ◆(介護予防) 認知症対応型通所介護について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。
- ◆(介護予防) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護について、特別通期加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象とする。

(2) 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

- ◆地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化(1以上3以下に改定)するとともにサテライト型事業所の基準を創設する。

(3) 過疎地域等におけるサービス提供の確保

- ◆(看護) 小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と市町村が認めた場合、人員・設備基準を満たすことを条件に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定期間行わないこととする。

(4) 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保

- ◆小規模多機能型居宅介護について、登録定員・利用定員の基準を「従うべき基準」から「標準基準」に見直す。

(5) 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保

- ◆特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえそれぞれについて分けて指定を行う。

※本冊子は、令和2年度老人保健健康増進等事業により、本会が実施した「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」で作成したものです。

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
Japan National Health Insurance Clinics and Hospitals Association

<https://www.kokushinkyō.or.jp/>



介護人材確保にお悩みの
離島や中山間地域必見！
～役立つヒント集～

